

衛生設備も急速な發達を遂げたと同時に、他面社會的事業としても職業紹介所の設置を始め、四恩學園、自疆館、圖書館等の機關が俱備して、之を町と謂はんよりも寧ろ堂々たる市と謂つたが適當なくらゐに、僅かに十年の短年月間に、成長發育したのであつた。

今宮町が斯る成長を遂ぐるに至つた所以は、叙上の如く、大都市の南郊に位置してゐることが其主因で、南海、阪界の鐵路が開通したこと及び日露戰爭以來、吾が民族が發展した所の時勢とが其因をなすのである。今宮町の斯る膨脹發展は、吾民族の精氣が衰へず、世界に向つて國威を發揚し得る間は今後と雖も決して停止することは無い。されば今宮町は獨立した市となるか、然らずんば大阪市に合併せられねばなるまいと觀察されてゐたのであるが、遂に大阪市に併合せらるゝ事となり、大正十四年度に於て、其實行を見るに至つたのであつた。斯くして今宮町なるものは、行政區としては亡んだけれども、今宮町其ものは、西成區の一部として永遠に存し、而かも新銳の氣を以て益々發達進歩する一方である。現に其途上に在つて少しも停止することがないのである。過去を思へば茫として夢の如く、將來を望めば杳として遙かである。將來に幸慶あらうとするには、過去に徵して考察せねばならぬ。是れ併合に際して此誌を編した所以であるが、最近の事實的確精密なるものあるに比し、明治以前の史實の存する者極めて少きは、年少な今宮町としては餘儀なき所である。

第二 沿革由來

今宮の名稱と其由來

今宮の名は可なり古くから稱へて來たものである。其の以前は津江庄と云つてゐた。延喜朝に出來たと稱する難波の古圖を見ると、今村といふ名が記されて居るが、此圖は必ずしも信憑するに足るものではない。此他には文書の上に之れを證する何物もない。或は津江庄から今村となり更に今宮村となつたと傳へられてゐるが、それも其儘信用することは出来ない。今宮の名が古文書に現はれたのは、大永二年（紀元二一八二年、後柏原帝御代）六月六日の神役下知狀中に記載されたのに始まる。今から遡つて算へると、四百三年以前に當り、足利の末葉で天下大亂の所謂戰國時代である。それ以前には今宮村の名が文書の上で見當らないから大永の頃は「津江」から「今宮」に改稱されて未だ多くの年代を経たものでないと推察されるが、是れも單に推察に止るのである。

次に今宮と云ふ名稱は如何なる事に起因したかに就ても亦極めて漠然としてゐる。現在の今宮神社があるによつて起つたといふのも其一つの考で、それは今宮神社が攝津武庫西宮の戎神

社から分靈されたものであるから今宮と呼んだといふ説であるが、然らば何時の頃に西宮から分靈したかと云ふ肝腎の所になると、未だ何等信用するに足るべき記録が見出されない。古い繪圖には此の所の社を牛頭天皇と記して居る程であるから、西の宮の分靈を祀つたことによつて今宮の名稱が附せられたと云ふ説も、容易に信ずることが出来ない。

又一説には、今宮は神社の新造分靈の爲め命名されたのでなく從來今村と云ふ村があり、其處に西の宮の祭神の分靈を祀る事となつたので今村の宮と云ふのを、略めて宮と稱するに至り其の爲めに村名が出來たのであると云ふ者もある。是れは今村なる村名の曾てあつたことを前提としての考察であるから、今村といふ村が實際あつたか無かつたかの疑問とせられて居る間は、此説も甚だ薄弱なものであると謂はねばならぬ。しかしながら縦令何時の年代から蛭兒命を祭つたかと云ふ一事が甚だ不明であるとしても、今宮村と戎様との關係は極めて濃厚で、此の祭神あるがために、今宮の地名は頗る高くなつたことは一點争ふの餘地がない。

尙今宮の舊名津江は、海泉寺の緣起にも記されてゐるのみならず、文永十一年正月二十五日紀宗信の狀中にも、津江御厨子所と明記してあるから、其の名稱の曾て存在したことについては決して否定することは出來ない。現に代々今宮社の神官を勤め、連綿として今日に續いてゐる津江氏の名稱に徴しても、津江なる地名は餘程古くから用ひられてゐたことを知り得られる

のである。然らば津江なる名稱の起源如何と云ふ問題が必然起るのであるが、之れは古代に於ける其の地の形狀を探つて自然的に稱へられたものとより外に文書の憑據すべきものがない。即ち古代に於ける此の地方は初め海波漫々たる有様であつたのが、古人の治水の力や又は海潮の自然の勢により多くの年月を経て此の一帶の地をして水面に現れ出づるに至らしめたので、難波津の昔より言ひなれた津と云ひ江といふ二つを合せて此地の名に呼ぶことになつたのもあらう。

地形上から觀た今宮地方の變遷

神武天皇の御東征時代等日本の古代史に現れてゐる我大阪の地形は、上町の高地を除く外、到る所に海潮縱横に流れ無數の島嶼散在してゐた爲め舟楫の便利も現今の如く大なるものでないのみならず、潮流急激なる所から遂にナニハとして難波若くは浪速の名さへ呼ばるゝに至つた程、それほど此の邊の海面は甚だ險惡であつた。啻に大阪の西方が斯くの如き形狀であつたのみならず、東方も亦大和方面より流れて來る水と近江方面より流れて來る水とが相合して、大江の状を爲してゐた。其れを仁德天皇の時代に先づ高津の宮居の北方を開掘して其の溜つてゐる水を西方へ排流させたのが今の淀川である。爾來水面の状態が年と共に變化を來し、陸地

は擴大して島嶼は連續し、海水は漸次西退し加ふるに交通の便利と兵略上の必要から大阪と云ふ大市域が形成せらるゝに至つたものであるが、我今宮地方も如上の關係から免かるゝこと能はずして古代には海底に沈んでゐたものが、年代の経過と共に陸地を生じ其處に人家が建てられるやうになつたのである。

今宮町の西に在る津守は、木津川に沿うて居る。現今でも相當に大きな川であるから昔時に於ける此の附近の水面状態は何人の頭腦にも直ちに判明するであらう。もと今宮村と津守村との中間に木津村があつた。併し四百年以前は今宮村は漁村であつたと云ふから其の時代に於ける今宮の海面は頗る廣かつたものと推察される。それは當村の最も誇りとする所の神役朝役の中で、朝役とは當村の供御人から京都の禁裏御厨子所へ日々鮮魚を奉る勤である點から推しても今宮が漁業上如何に優勝の地位を占めてゐたかと云ふことが能く判る、斯様にして今宮村は漁村として夙に知られ日々皇室の御用を勤めてゐたが、海面との關係は自然の力によりて次第に薄くなり、漁村と云ふことは昔の夢と消えて、殘るは醇朴な農民の手によりて耕作せらるゝ麥や棉の栽培地となつた、それでも尙古來の慣例によつて村民は依然永く朝役の勤めをしてゐたのである（神役朝役の事については今宮村の歴史と最も深い關係があるから後章に之を詳述する）

今宮町の東即ち天王寺村に屬する一帶の高臺地は、蜿々として帶の如く細く長く南北に延びて居る、さうして北は大阪市内に於て所謂上町と稱する高地を形成し大阪城に至つて盡き、南は住吉に至つて平坦となつて居るが、此等の高地は、市内に在つては北方に進むに従ひ細くなり、恰も突角の如き形狀をなして淀川に達して居る、此の淀川こそは前にも云ふ如く仁德帝時代に堀割をしたものだと傳へらるゝ所のものである。かやうに、南北に亘る一帶の高地を稱して古昔之れを長岡と謂つた。大阪文化の發祥が此の長岡であつたことは想察に難くない。夫の仁德帝の皇居として其名の今に残つてゐる高津宮は即ち此の長岡の北部に在つたもので、此の御宮から水上の漁聲が手に取るやうに聞かれたことが萬葉の古歌によつて證據立てられてゐる即ち

大宮の内まで聞ゆ網引すと網子とゝのふる海士のよび聲
と云ふのが其れである、然るに治水の成功と共に漸次陸地が擴大されて所謂下町が形造らるゝに及び海岸線も亦長岡直下から漸次遠ざかつて西方に退き其處に名吳の濱地が出來たのである此の名吳濱と云ふのは今の日本橋より以南の今宮、木津、難波等の總名であつたと見るのが穩當である。名吳濱の外に尙那吳の江、那吳の海として古歌に詠ぜられてゐる、後嵯峨院の「かづらぎの峯の霞をいづる日に名吳の濱邊の冰とくらし」（歌枕）、公朝卿の「那この海の沙干の

かたは遠けれと日に近かりし淡路島やま」(夫木)などの歌は即ち其れである。是れ等の歌によつて何人にも當時の情況が偲ばれるであらう。

古昔の今宮村が海濱に接してゐたことは左の如き字名が後世に存したことによつても亦極めて明かである。

濱田、甲岸、今井船、海道端、釜ヶ崎、貝柄、水渡り、馬淵、曳船

之れ等を一見しても今宮村が水と深い因縁があることが、よくわかると共に其水は河水よりも海水を容易に聯想し得られるのである。それは此の今宮が河水よりも海水によつて、古來多く惠まれてゐた事實によつて證し得られるからである。即ち今宮の住民は古來海濱の民として國家や社會に盡して來たのである、そこに今宮村の大きな意義が含まれてゐた。

今宮村の東には四天王寺の高い塔が聳えてゐる。天王寺と今宮との間には逢坂と云ふ坂がある。坂の北側は即ち大阪名所の一つに數へられる夕陽ヶ丘である。此の丘が西へ急傾斜する所に安居天神の社があつて、此の處から菅原道眞公が船を出されたと傳へられ、安居の「安」を「休」とも書かれてゐた、太宰府へ左遷された菅公が此處で暫らく船出を待つて休息してゐたのであると云ふ。斯やうな所から推し又夕陽ヶ丘に關する古歌などから考へて、逢坂の盡くる所は波打際であつたことが想像される。しかし歲月の久しき自然の力と人工排水の作業とは遂に

海岸線を遙か西の方へ引退させたのである。其引退も左程古くではない、津守新田の出來たのが元祿十一年から十三年までの事であるから、其の頃までは、あの邊に未だ水がさしてゐたので從つて木津川は元祿頃まで餘程廣かつたものであることが推察せられる。

河村瑞軒が計畫したと稱せらるゝ運河十三間川は、元祿十一年の工事であるから、津守新田が出來たことは十三間川の開鑿と最も深い關係がある。大阪の治水事業に着手したのは寛永の頃からで、その頃から彼處此處に新田が出來上つた。さうして其後約七十年に至り河村瑞軒によつて完成を告げたのである。其の頃でも海岸線は今宮から相當距離ある西方に存在し、其の間を木津川や難波島などによつて隔てられてゐた、それ故に徳川時代の初期頃の今宮村には既に海濱の民と云ふ意味が失はれてゐたものと想像し得るのである。

足利時代以來戰亂の影響

足利時代の中頃から豊臣時代の末にかけて此の地方は戰亂の影響を被つたこと少くない。今細川兩家記に記された一節を左に抄録する。

かやうに成行けば御所様御屋形も難義に及ぶといへ共、三好元長在津候の間不苦、同十日に堺を攻むべきとて常植の御勢播磨淀川をこし欠郡中島へ陣替し、先陣は住吉のこつまに陣取

を堺より押よせ切勝て播磨のあしかるに谷、福島を初め八十餘人が首打取、堺晴元方は悦なり、常植方は利を失候て天王寺、今宮、木津、難波に陣取、常植は中島のうらいに陣取給ふ、浦上は同野田、福島に陣取なり、其勢二萬餘と風聞なり、堺の町人ぎやうてんし門々垣をしたりければ誠御祓などの日と見ゆるなり云々

是れ享祿四年三月の事にして更に六月の條に及びて

四日「上略」三好方初めて諸勢打出て天王寺、木津、今宮へ取かけその日責くづす、常植方和泉守護殿、伊丹兵庫助國扶、河原林日向守、藥師寺三郎左衛門、波々伯兵庫介討死なり、此外中島の野里川へ入て死するなり、同播磨衆に浦上掃部、島村禪正、初て三百餘人討死なり、此外五千餘人野里川に入て水におぼれて死ぬなり、以上七千人死すと云ふなり、誠に川を死人にてうめて、あだかも塚の如く見ゆる云々。

當時細川常植は同族澄元と戦ふて之れを阿波に逐ひ、大内義興管領職を辭して周防に歸るに及び代つて管領となつてゐたが、澄元の子細川晴元は新たに六角定頼の姻縁を得て其の援軍を乞ひ、自らは南海の兵を率ひ堺を根據とし、逐次兵を今宮方面に進めて連戦連勝逃ぐるを逐ふて野里川に敵を壓し、一舉にして全勝を博し、之れが爲めに常植は遂に尼ヶ崎に敗死した、斯くて今宮木津方面は今より四百九十四年前に兵亂を被つたことが想察される。

享祿四年は足利の末頃であつて將軍義晴の時今から三百九十四年の昔である、その頃には最早立派な村落が大阪の南方に出來上つてゐたことが戰史の記事から窺はれる、而して何故に此の地が兵亂に關係を生ずるに至つたかと云ふに、應仁の頃四國の細川、山名兩雄が勢力を争つた結果、四國勢が澤山京洛に入つて戰亂を一層大ならしめた。其の時の軍兵を四國から送るには、堺が最も便利であつた所から、堺に上陸した兵が大阪を目指して殺到する、又當時に於いても大阪は運輸の便に富み且つ要害の地と目されてゐたから、防禦軍の方でも大阪を死守せんとする、茲に勢ひ双方の力が此に集注され一大決戦が行はれるに至つたので、大阪を攻略するには四國軍に取り今宮木津あたりは頗る好い足場であつたに違ひない。

其の後間もなく本願寺が大阪石山城に據り其れが信長と不和を生じ、双方の間に幾たびか戦争が行はれたが、元龜元年には信長の軍兵が來つて天王寺から難波、木津、今宮に至る一帯の地に陣を張つたことが細川兩家記にも記されてゐる。

又天正六年十一月西國方の兵船多數木津表へ乗出したのを、信長の軍が追拂ふたことも信長公記に書いてある、その一節に左の如まものがある。

十一月六日西國舟六百餘艘木津表へ乗出したのを、信長の軍が追拂ふたことも信長公記に書いてある、その一節に左の如まものがある。

敵船を間近く寄付、大將軍と覺しきを大鐵炮を以て打崩候へば、是に恐れて中々不寄付、數百艘を木津浦へ追上、見物の物共、九鬼右馬允手柄成と感ぜぬはなかりけり云々。

慶長十九年並に其の翌年元和元年に徳川方の兵が大阪城を攻撃した戦争即ち俗に冬陣夏陣と云ふてゐる其の時にも木津方面は戦争の巷となつた。當時三間屋に面した處に大なる要砦があつて、其れが西方に於ける大阪城の出城として重要な防禦地帯を形造つてゐた。大阪城を攻略するには、是非とも此の要砦を落さねばならなかつた。往年信長が本願寺を攻めたときにも、それ故に住吉に本陣を置く徳川家康は、一隊をして天王寺方面から大阪城に向はしめると共に、此の西方の大要砦を攻陥する必要を感じ、之れがために木津を経て兵を進め、行路に當る砦や敵陣を先づ陥れたものである。勝間に居つた阿波兵は、三千餘人を二分し、水陸並び進み、一隊は潛に敵砦の背後に出て、民舎に放火し、呐喊して不意を襲ひ、一隊は船を以て砦下に通り鐵鈎を以て堀を毀ち、前後夾撃したところ、北風烈しく、火が四方に延焼したので、成兵狼狽して守將明石全延は砦を棄て、逃げたと日本戰史に記されて居るが、之れは東軍方が野田、福島方面に居る味方との交通聯絡上必要な戰略に外ならぬのである、斯して東軍は西方から陸路を來た兵と海路安治川方面に上陸した兵と住吉方面から進んだ兵とが完全なる連絡線を造つて

大阪城に肉薄した、此の大要砦の陥落は慶長十九年十一月十八日夜の出來事で、所謂冬御陣に屬するものであるが、斯かる要害地の略取は、夏陣に於ける東軍をば一層有利に導いた。

以上述べるやうに、此の地方に於ける戦亂は足利の中葉に始まり、本願寺の石山築城となり、本願寺と織田との確執を生じて戦亂屢々行はれ、豊臣氏が天下を統一して間もなく英雄秀吉の死によつて、更に大戦渦を捲起して大阪落城に至る迄八十餘年間の今宮村は戦亂の渦中に捲込まれて、如何ばかり其發展を阻害されたことであつたらう、されば禁裏日々の供御を奉納する夫の朝役さへ廢止の已むなき運命に陥つたのである。戦乱の影響の大なることは、蓋し想像だも及ばぬ所であつたと思はれる。

庄園時代の今宮

現今の今宮町は明治三十年四月大阪市が其の接續町村を編入するに際し今宮、木津兩村の一部を市域に入れ其殘部を併合して一村となし後大正六年九月町制を施行して現今に及んだものである。今其古へに遡つて少しく調べて見たい。

今宮村以前に津江庄と謂はれたことは、前にも述べて置いた。所で、その管轄郡は西成郡であつて、古代の難波小郡に當るものと傳へられる、延喜式には攝津十三郡として住吉、百濟、

東生、西成等の名が列ねられてゐる。其の後北條時代の頃から欠郡と云ふ名稱が附せられ、今宮のみならず、大阪南部の村落は住吉、東生兩郡所屬地以外皆此の欠郡の内に含まれて居る。關郡又は欠郡とは古へ百濟郡の廢止されたとき、其の土地は後に至り住吉、東生、西成の三郡に編入されたので、其の編入確定までの期間に使用された名稱である。弘治三年四月十日今宮村御厨子所供御人に下賜された御綸旨には明かに欠郡と記されてある。

延喜式にある郡名の末だ附せられない以前には三野郷と云ふ名の土地があつた、それが即ち今宮、勝間、粉濱を稱するものであると傳へられる。攝津志の如きは勝間、今宮、今在家の三村を三野と云ふと記してあるが之れは確實な據り所もない。大日本地名辭書では攝津志の説を否定し今の歌島村、稗島村に相當するものと謂つて居る。又日本紀安閑卷に「天皇幸三島縣主奉獻上御野下御野之地」と記されてあるのを引用して大日本史は之れを指すものであると云つて居るが、之れは大いに誤つて居る。此の御野とは三島郡鳥飼牧であると察せられる、寧ろ當時の三野とは北中島の西南部で野里の名の在る所であらう。何分にも安閑帝は人皇二十七代の天皇で在位の年は紀元一一九二一一九五の四箇年であり、今から正に千三百九十三年の昔であるから、地理から推考しても、今宮村の土地が其の頃に立派な原野であつたとは思はれない、水中に没してゐないまでも極めて卑濕の地と見る方が甚だ確かである。

其れよりも比較的に有力なのは此の地方が古昔津守郷の一部分であつたと云ふ説である、太日本地名辭書には「津守郷は雄伴郷の南にして住吉郡に接せる地なるべし、即ち今難波村、今宮村、木津村の邊にあたる云々」とあるが、之れは確かに考慮すべき價値があると思ふ。今宮村の舊名が津江庄である以上は津江庄の名が附せられる以前には津守郷の一部分であつたと見られるのも亦決して一片架空の説とは見做されない。

郷の制度漸次廢せられて之れに代つたものは庄園の制度である。尤も郷から庄に移つたのは決して劃然たる改革に由つたものでないから郷名と庄名とは混用されてゐた。往古西成郡の中には十二郷あつたと記されてゐるが庄園の名を後日に残したもののは判明したものだけでも二十ヶ庄ある、さうして津江庄も亦其の中の一つである、それ故に津江庄を津守郷から分離独立したものと見做すのは決して不當な見解ではない、しかし之れとても別段立證するに足るべき古文書があるのでないから今では唯推斷を爲すに過ぎないものである。要するに今宮村の以前には庄園の舊制を襲うて今宮庄と稱し、更に遡れば津江庄と云ひ、その以前は一庄として獨立する迄に行かなかつたものと見て大過なからう。

木津村

木津村は往古敷津の浦と稱し又磯城津とも書いたと傳へられてゐる。敷津の浦は住吉の海の一部であるのは古歌に徵して明かである。萬葉集人麿の歌に

住の江のしきつの浦のなりその名はのりてしを逢なくもあやし

とあり、又新後撰集には彼德大寺左大臣の歌として

住吉の松の岩根を枕にて敷津の浦の月を見る哉

と出でる、これらを見ると住吉から北に亘る一帯の海を敷津の浦と謂つたものらしい。然らば木津は敷津の轉訛したものかと云ふに、それは俄かに斷定されない。

多くの研究家は木津は推古天皇の元年に聖德太子が四天王寺を荒陵の地に造營し給ふたときに、諸國より建築用の木材を貢進した、その澤山の木材が此の地に着いたので、其れ以來木津と呼ばれるやうになつたとの説に賛成して居る。それは孰れにしても敷津の浦と云ふ名稱のあつたことも又四天王寺造營用の木材が澤山此の地に集まつたことも共に事實であるから深く争ふにも及ぶまい。

木津村は木津川に沿うた村落であつた。大阪陣時代の木津川は川幅が餘程廣かつたもので殊

に木津附近は兵略上頗る権要の地と目され、大小の要砦が造られてゐた。しかし大阪落城後、開墾事業が餘程發達し、元祿時代には津守新田なるものが出來て、其れが新田の事とて別に支配者があつて木津村とは別扱ひになつてゐた。従つて木津村とは無關係のやうであるが、本來の地勢から考へても、又木津と名付けられる土地の歴史から見ても、全くの無關係として葬り去る譯には行かぬ。

足利、織田、豊臣の三時代を通して此の木津川沿岸地方が兵亂に禍ひされたことは想像に難くない。豊臣と徳川との戦ひたる冬陣の時の如き、堺に上陸した阿波の兵が、一隊は水路より一隊は陸路より木津の砦に殺到し、民家に火を放つたことなどの記録があるから、此の地方では、屢々戦争が繰返されたものと見て可い。

大阪落城後の此の地方は、平和の昔に返つて純粹の農村となり、西成郡中第一の大高村として幕府の役人にも重要視されてゐた。そして大阪に接近してゐた關係から明治三十年には今宮村と共に其の北部は市に編入され、残る處は今宮村と合併して木津と云ふ名を失つた。

今宮村の一大奉仕

朝役神役

朝役神役は今宮村の歴史中最も重大なるもので、他に類例を見ざる優しい奉仕である、若し此の兩役が無かつたならば、今宮の歴史に關し如何に物寂しさを感じしめるであらうとは何人の胸にも先づ浮び出る當然の感想である。多年此の兩役に奉仕し來つたことは蓋し今宮村民の天下に對する大なる誇りとして不朽の名譽を史上に残すものであると確かに信じられる。朝役と神役とは勿論奉仕作業の性質が違ふ、即ち一は朝廷殊に禁裏に對し奉る所のもので、他は祇園社の祭禮に奉仕する所のものである、今此の兩役につき次を逐つて叙述しよう。

朝役

朝役とは今宮村の供御人から天子が日々の御贊に供せらるゝ所の鮮魚を禁裏御厨子所に奉る大切な役目である、此の大切なる役目は、何時頃から承はつたものであるかは遺憾ながら不明である。蓋し桓武天皇が都を平安に奠め給うた時からあらうと一般に想定されてゐるが、之れは決して架空の想像ではあるまい。桓武天皇の平安奠都と共に舊大阪に置かれてあつた所謂難波京は廢止され、同時に攝津職も亦廢絶した。勿論此時代迄の難波京には、天皇が常に宮居

し給ふたのではないが、奈良朝の末に幾たびが混亂があつた爲め、何時難波に遷都されるか判らないと云ふので、聖武天皇崩御後帝都は難波から一時近江の信樂宮に遷された後も依然として難波京は保存された、それが桓武帝の御世に廢止になつて平安にのみ都を置かれたことは其處に何等か大阪との間に微妙な關係が殘されてゐたものであらう思はれる、殊に難波京の存在せし間は攝津職と云ふ重要な官府もあつて、驛傳の事をも司つてゐたと云ふから、鮮魚を京都まで運送することは、左して困難なる事ではなかつたであらう。此時代から今宮村民が重大な役目を承つて其の事に當つたとせば、其勇氣と忠誠は我々後人をして大なる敬意と感謝とを拂はしめずには置かないものである。

斯くの如く今宮村民が日々鮮魚上納の役目を勤めるから、朝廷でも大いに此の供御人を優待され、京都四條通り油小路西へ入ル南側に、間口拾參間餘、北側にて間口貳拾參間程の地を供御人詰所として賜はつた。それは祇園會の初まつた頃からの事で、其の以前には供御人の店は四條河原に置かれてゐたと傳へられる、斯くて天正の頃に及び、戰亂の爲めか、日次供御の勤日迄の間に、其の屋敷に居る町人から地主米三斗宛今宮地下人に加納した、所謂地之口と稱したもののがそれである。地之口とは祇園會で山鉢及び神輿渡御の儀に預る町々の課役坪割である。

それ故に先づ朝役を勤め、後に至り祇園會の始まつた時から、神役をも勤めるやうになつた事が自ら明かである。

日次供御調進の頃には四條河原今宮の詰所に地下人が月番交替で勤務してゐたさうである。斯やうな奉仕に關しては、朝廷も深く嘉賞され、今宮村に對し特に課役免除の恩典を與へられた。それは今宮神社や町の文庫に藏する左掲綸旨、御牒、下知狀等により明かである。

御綸旨

御厨子所供御人攝州欠郡今宮庄業證文從往古於五畿七道

致賣買之業停止浦々關泊交易往反之煩令備進日次供御同勤祇園社駕輿丁云朝役云神役異干他處企新儀依成他家坡官從方々相懸非分課役云々 太不可然所詮彌爲諸役免除可致事公役旨可被下知者

天氣如此悉之以狀

弘治三年四月十日

左 中 辨 判 在

御厨子所領前若狭守館

諸方甲乙人生魚交易并諸國市津關

備進有限供御攝津國~~一~~庄御厨子

仕人 來久清恒

守紀朝臣宗信今日日解狀

正嘉年中被建立之後狩漁譏

交易之業令備進日次供御之間被停止

遠永御牒燈焉也問然爲根本無

或諸方之輩猥背先榜例動競

諸國土民并淀河尻住人等慕權威假神威致煩

又同國武庫郡供御人者元爲齊院

治五年被下廳御下文被停止交易往反煩

渡~~一~~家之後重所被成下藏人所御牒也然者早云

武庫郡番所供御人之外永停止諸方甲乙人生魚交易

早停止諸方甲乙人生魚交易并諸國市津關渡

浦泊煩紀宗信沙汰可備進有限供御之狀如件

文永十一年正月廿五日

牒到准狀役

出羽造東大寺判官東市正中原朝臣判在

原朝臣判在 藏人左衛門權少尉藤原朝臣判在
原朝臣判在 左衛門權少尉藤原朝臣判在

(注意 右文中字の不揃は欠文である)

内御方御厨子所供御人等也守宣旨之旨致賣買之業停止浦々關泊交易往反之煩可令備進日次
供御縱難有子細不觸本所不可有狼籍之狀如件

正安二年十月

前豊前守紀朝臣判在

然るに斯の如き懷しく美しき平和的奉仕作業も元龜天正の大戰亂は遂に之を中絶せしめたのであるが、尙古例を遵奉して毎歲正月十三日には大内裏に大きな鮮鯛二尾を調貢し今宮村の庄屋は差添として村年寄一名を從へ兩人ともに大紋を着して參内し、年頭の御禮を申し上げた、之れに對し禁裏から定例として鳥目一貫文を下賜されたといふ事である。斯くて庄屋と差添とは明治維新前まで違ふことなく持續せられたのであつた。

關白家、兩傳奏家、所司代、兩奉行へ順次回禮して歸村するのが例であつた。

尙此の以外に今宮村からは、毎年正月中御節會に用ゐらるゝ御肴物を、前年の極月廿六日に御厨子所領に献上し來つた。是は安永頃の舊記に載せられてゐるから、今宮からの鮮魚は長年月間御厨子所と餘程深き關係を有つてゐたことが充分想察される。斯うして此の美しい古例は明治維新前まで違ふことなく持續せられたのであつた。

神役

神役とは毎年六月京都の祇園社で舉行される祇園會の神事に奉仕する勤めである。之れは今から八百六七十年前後冷泉院の御宇に始まり以て明治に及んだのである。此の故に是等の奉仕者を今宮村から人數百十六人上洛し、神輿駕輿丁の役を勤めたのである。此の神役に就いては今宮村神人と稱してゐた。しかし此の神人は何人にでも勤めさせるものではなく、明かに定まつた村内の家株があつて、其の家からのみ神役奉仕に上洛するのであつた。何故に祇園社の祭事に今宮村民が關係するに至つたかと云ふに、其れは前にも叙述した如く、朝役奉仕のため四條河原に今宮の役所を構へ、其れを供御人の詰所となし、村からは月番に交替して調貢の事を遅滞なく行ひ、今宮村からは日々鮮魚を其處へ急送する等、朝廷に對し神妙に勤務してゐた所から、曾て此れ等の今宮地下人に、祇園大宮の轍を充てられ、之れを奉仕したに始まつたものら

しい。左の如き文書今日尙ほ町の文庫に藏せられて居るので、どんなに是れが歴代の執政者により重く認められて居たかを知ることが出来る。

祇園社大宮駕輿丁攝津國今宮神人等申魚物商賣事爲坐中相着問丸令賣買云々早任度々御成敗非分之族商賣致座中之沙汰可專神役之由所被仰下也仍下知如件

大永貳年六月六日

左衛門尉三善

判在丹後守平朝臣判在

祇園社大宮駕輿丁攝津國今宮神人等申在昔以來致賣買之業被停止浦々關泊往反之煩
御厨子所供御人再當社神人之條勤其後無妨處近年猥依成他家所官人等求相應非分課役求押
取關役云々以外次第也所詮諸開役新儀課役如先々將諸役免除可專朝役神役之由所被仰下也
仍下知如件

永祿三年十二月十日

前大和守三善朝臣

判在對馬守平朝臣判在

祇園社大宮駕輿丁攝津國今宮神人等事任御代々證文旨令諸役免許訖彌守告例可致專神役之

由依仰下知如件

慶長十八年二月

伊賀守源朝臣

判在

祇園社大宮駕輿丁攝津國今宮神人等事任御代々證文之旨令免除諸役畢全守先規可致專神役者也依仰下知如件

元和六年二月 日

周防守源朝臣

判在

右の如く下された沙汰は略ぼ同一の文句で左の數代のものが今尙倅存してゐる。

- (一)明暦二年佐渡守源朝臣 (二)寛文十一年伊賀守大江朝臣 (三)延寶五年越前守藤原朝臣
 - (四)天和二年越智宿禰 (五)貞享三年源朝臣 (六)貞享五年藤原朝臣 (七)元祿四年五年源朝臣 (八)元祿十年源朝臣 (九)正徳五年源朝臣 (一〇)享保三年源朝臣 (一一)享保十三年源朝臣 (一二)享保十九年源朝臣 (十三)寛保三年源朝臣 (十四)寛延三年藤原朝臣
 - (十五)寶曆三年源朝臣
- 又此の神役を勤むるには、なか〳〵に嚴重な取締りをしたもので、それは今日尙ほ残つてゐる。當時の文書中左の如き申合箇條のあるによつて明かである。

祇園御神役勤方申合之事

一祇園社大宮駕輿丁御神役者從往古連綿相勤來候御大切之御儀に付取締申合左之通

一御神役當番銘々者守古例身分清淨に火を改信心いたし相勤可申事

一御大切之御神役に付當番名前人并伴弟等上京可相勤候若差支有之候は其組之世話方へ名代之儀相願世話方差圖に可相任事

一御神役中世話方相談之上取計候儀に付萬端世話方より致差圖候趣急度相守可申候萬一不相用候者は御神役相除き爲勤不申候事

一御神役相濟候迄は堅致禁酒神妙に可相勤候萬一心得違酒給醉居候は其日御神役相除歸國之上急度取締取計候事

一御公儀様御役人方詰所前にては別而可致神妙事

一御神役は勿論道中船中にも喧嘩口論之儀相慎可申候萬一心得違口論等仕出し候共其者に不致加勢神妙に取鎮可申候萬一口論仕出し候儀等有之候節叩け打て杯と強氣成儀堅申間敷事

一御神與荒くゆすり申間敷候神妙に相勤可申候尤かけ聲は世話方之聲に付可申事

右之通取締申合候趣一流致承知候跡相違無御座候然上は右ヶ條之趣不相用世話方中差圖致違背候者は御差除き被成候趣逐一承知候爲後鑑連印一札依如件

享和三年亥

勘左衛門以下四十六名連署

寛政元年の調によると、當時今宮神人の家株は百四十五軒あつたと記されて居る。勿論時代により多少の異同が行はれたのは想像に難くない。

今宮町の發展

現今見る如く今宮町は戸口日に月に激増し、南部大阪市に於ける一大繁華の地となるべく充分に運命付けられて居る。併し此地の發展を始めたのは漸く明治三十五年以後の事である。それは南海鐵道の本線と阪堺線（元の阪堺電鐵）の並行敷設が正しく發展の勢を助長したのであつた。明治年間の初めの大坂圖を見ると、今の難波驛附近と今宮神社との間は、人家のなき茫茫たる田野であつた。それが明治三十五年第五回博覽會を天王寺に開くに至り、此の附近の形狀は俄然一變して急速の發達をなすべき一大機會が與へられた。即ちこれが爲めに新世界も出来た。飛田遊廓も出來た、かくして南大阪に二つの熱鬧な場處が造られたのである。元祿の俳

人小西來山は曾て十萬堂から正東に當る一心寺の雨景を詠じて「時雨るゝや時雨るゝ中の一心寺」と云つてゐるから、十萬堂の處から一心寺は一瞬の内に入つたのであらうが、今は人家が立ち塞がつて左やうな景色は最早想像だもなし得ない、尤も明治三十年頃の寫眞を見るときは尙來山時代の情景を存し、人をして當時の詩情を想起せしむるに足るものがある、兎に角最近の大發展には實に何人も驚嘆せざるを得まい。

第三 地理氣象

(一) 概 説

大阪市正南一帶の丘陵地より西方、紀州街道に沿へる低窪部は、地勢平坦にして地味肥沃である。當町は實に此の大阪市から直南の低窪部に在つて北は大阪市、南は玉出町、西は十三間堀川に終り、東方は天王寺村に接して居る。

(二) 位 置

方位

東	東成郡天王寺村
西	西成郡津守村
南	西成郡玉出町
北	大阪市南區